

公立高島病院薬剤師奨学金返還支援金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、公立高島病院（以下「病院」という。）において薬剤師の業務に従事する職員に対し、当該職員が貸与を受けた奨学金の返還に要する費用を支援するための資金（以下「支援金」という。）を貸し付けることにより、当該職員の経済的負担の軽減を図り、もって薬剤師の安定的な確保を図ることを目的とする。

(貸付対象奨学金)

第2条 支援金の貸付けの対象となる奨学金（以下「貸付対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 前号に掲げるもののほか、高島町病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める奨学金

(貸付対象者)

第3条 支援金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) この規程の施行の日以後に病院に採用され、常勤として薬剤師の業務に従事する者で、支援金の貸付けを申請する年度の末日まで継続して病院に勤務するもの
- (2) 貸付対象奨学金の返還を行っている者又は支援金の貸付けを申請する年度内に貸付対象奨学金の返還を開始する者
- (3) 貸付対象奨学金の返還を滞納していない者

(支援金の貸付額)

第4条 1月当たりの支援金の貸付けの額は、1月当たりの貸付対象奨学金の返還金の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、5万円を上限とする。

- 2 支援金の年間貸付けの総額は、60万円を限度とする。
- 3 支援金の貸付けは、無利子で行うものとする。

(貸付対象期間)

第5条 支援金の貸付けの対象となる期間（以下「貸付対象期間」という。）は、初めて支援金の貸付けを行う月から、貸付対象奨学金の返還が終了する月又は支援金の貸付けの総額が600万円に達する月のいずれか早い月までとする。

(貸付申請)

第6条 支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てて貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 貸付対象奨学金を貸与した機関が発行する貸付対象奨学金の貸与を証する書類（初回の申請時に限る。）
- (2) 返還金額を確認できる書類
- (3) 連帯保証人が連署した誓約書（別記様式第2号）（初回の申請時に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年度の4月末日までにしなければならない。ただし、初めて支援金の貸付けを申請する場合に限り、病院に就職した月の翌月の末日までに申請することができるものとする。

(貸付けの決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の貸付けの可否及び支援金の額を決定し、その旨を貸付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の貸付方法)

第8条 支援金は、毎月末、当該月分を口座振込により貸し付けるものとする。ただし、初めて支援金の貸付けを申請し決定された分の支給については、貸付決定の翌月末日までに支給するものとする。

(貸付決定の取消し)

第9条 管理者は、支援金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による支援金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、管理者は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行わないものとする。

- (1) 病院を退職したとき。
- (2) 貸付対象期間内に休職（業務に起因する休職を除く。）し、又は停職したとき。
- (3) 借受者が虚偽の申請その他不正の行為によって支援金の貸付決定を受け、又は支援金の貸付けを受けたことが判明したとき。

(実績報告)

第10条 借受者は、支援金の貸付決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに、奨学金返還実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に奨学金の返還実績を報告しなければならない。

- (1) 貸付対象奨学金の返還の事実を確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(変更届の提出)

第11条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 第6条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき。
- (2) 貸付対象奨学金の返還計画を変更したとき。
- (3) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面にその内容を証する書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 借受者の氏名
- (2) 申請時に記載した事項の変更内容及び変更理由
- (3) 貸付対象奨学金の返還計画の変更内容及び変更理由
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(支援金の返還)

第12条 支援金の返還方法は、一括払い又は月賦とする。ただし、繰上償還は妨げない。

(返還の猶予)

第13条 管理者は、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により、定められた期限までに返還が著しく困難であると認められるときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間において、支援金の返還を猶予することができる。

2 前項の規定により猶予を受けようとする者は返還猶予申請書（別記様式第5号）に申請事由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときはその可否を決定し、返還猶予決定通知書（別記様式第6号）により前項の申請者に通知するものとする。

(支援金の返還の免除)

第14条 管理者は、借受者が支援金の貸付けを受けた期間に相当する期間、病院で薬剤師の業務に従事した（第9条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）と認めるときは、支援金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により、支援金の返還の免除を受けようとする者は、貸付返還免除申請書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は支援金の返還を免除する旨の決定をしたときは、貸付返還免除決定通知書（別記様式第8号）により前項の申請者に通知するものとする。

(遅延利息)

第15条 借受者は、正当な理由がなく支援金を返還すべき期日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ返還すべき額について、年利5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、支援金の貸付けに関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。